

## 令和5年度 坂井市一般任期付職員採用選考実施要項

### 1 職種、採用予定人員

選考は、次の区分で行います。

職種	採用予定人員	主な業務内容
任期付職員 (仮称) 魅力発信推進員	1人	1 坂井市の魅力発信に関する「取材・原稿・校正」に関すること 2 情報発信を推進するための人材育成に関すること 3 各種媒体の特性を活かした計画的かつ連動的な発信に関すること

### 2 任用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間

※任期は必要に応じて更新することがあります。

### 3 受験資格

基本的なパソコン操作ができる方で、次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

- (1) 広報、宣伝及びPR企画に関する業務に従事した経験のある人
- (2) マーケティング、ブランディングに関する業務に携わった経験のある人
- (3) 次の各号のいずれかにも該当しない人
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 現に坂井市の常勤職員でない人

### 4 選考方法、選考日、会場等

#### (1) 第1次選考

##### ア 書類審査

下記提出書類の内容を審査します。

##### イ 小論文試験

※受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査します。

#### (2) 第2次選考(第1次選考合格者のみに実施)

##### 面接試験

・日時：令和6年2月中旬

・場所：坂井市役所

※詳細については第1次選考合格者に通知します。

## 5 申込方法

### (1) 提出書類

ア 坂井市職員採用候補者試験申込書（様式1）

イ 履歴書（市販様式）

ウ 自己紹介書（様式2）

エ 小論文（様式3）

#### ① テーマ

「坂井市の施策や事業、魅力等を市の内外に効果的に発信するための、戦略的  
広報活動の具体的方策について」

#### ② 文字数

1,200字以内

### (2) 提出期限

令和6年1月25日（木）午後5時15分【必着】

### (3) 提出場所

坂井市総務部職員課

### (4) 提出方法

郵送、持参のいずれかの方法で提出

## 6 申込書等の入手方法

坂井市ホームページからダウンロード

※注意 申込書（様式1）のファイルをダウンロードする場合は、A4判の厚手白色上質紙に黒色で印刷したものを使用して下さい。

## 7 受付期間等

持参の場合	受付期間 令和5年12月18日（月）から令和6年1月25日（木）まで 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで （土曜、日曜日、祝日は除く）
郵送の場合	必ず「書留郵便」とする。1月25日（木）までの消印のあるものは 受付けます。1月22日以降は、「速達書留」で郵送してください。

※受付期間終了後受験票を送付します。受験票が届かない場合は、職員課まで必ず連絡して下さい。

## 8 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 方 法
第1次試験合格者	令和6年2月 上旬（予定）	合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 （第2次試験合格）	令和6年2月 下旬（予定）	第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

## 9 給与等

- (1) 初 任 給 坂井市職員の給与条例等の規定に基づき、採用予定者の職務経験、能力等を勘案した上で決定します。
- (2) 手 当 期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当等
- (3) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩時間1時間を含む）
- (4) 週 休 日 土曜日、日曜日（ほかに祝日、年末年始）
- (5) 休 暇 年次有給休暇・夏季休暇などの特別休暇

### 【初任給の支給例】

- ・大卒・民間経験年数35年で課長補佐級の場合 給料月額約32万円
  - ※ 給料に加え、期末・勤勉手当（在職期間や人事評価の結果によって支給月数が異なります。）、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
  - ※ 支給額は条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。
  - ※ 上記は一例であり、正式には採用決定後、最終学歴・職務経歴等に応じて一定の基準で決定します。

## 10 その他

- (1) 電話等による合否のお問い合わせにはお答えできません。
- (2) 任用期間中は、営利企業への従事等の制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、原則として他の仕事との兼職はできません。
- (3) 選考に際して市が収集する個人情報を選考及び任用手続にのみ使用します。
- (4) 最終合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (5) 最終合格後、実務経験期間確認や初任給算定のため、在職証明書や前職の給与等がわかる書類の提出をお願いすることがあります。

## 1 1 お問い合わせ先

詳細については下記までお問い合わせください。

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011 (直通)